

千葉県議会議員一般選挙美浜区選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行予定の千葉県議会議員一般選挙における選挙立会人について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和5年3月31日

千葉県議会議員一般選挙美浜区選挙区選挙長 久保田寅英

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項の規定によるくじ	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	4月6日 午後5時30分
公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項の規定によるくじ	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	4月6日 午後5時35分
公職選挙法第76条において準用する同法第62条第5項の規定によるくじ	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	事実発生の都度